

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月27日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項**(1) 調達をする役務**

インターネット接続サービス及びハウジングサービス運用業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成16年10月1日から平成17年3月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としている。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。**(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。****(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。****(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。****3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札説明会の日時及び場所**(1) 日時 平成16年6月1日 午後2時から****(2) 場所 長野県庁 西庁舎1階106号会議室****5 入札手続等****(1) 契約手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月9日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階パソコン実習室

(3) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入

札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年6月8日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画局情報政策課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月27日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品等及び数量**

別表のとおり

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成16年7月9日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則

第2号。以下「規則」という。) 第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格 (昭和59年長野県告示第60号) の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分が調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領 (平成11年4月1日付け11管第35号) に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所 (郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成16年6月10日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

(別表)

調達物品名	台数	開札日	開札時間	等級区分
普通乗用自動車(1,500ccワゴン、2WD、AT)	1台	平成16年6月11日	午後1時30分	C以上
普通乗用自動車(2,000ccジープ型、4WD、AT)	3台	平成16年6月11日	午後1時40分	B以上
普通乗用自動車(2,000ccジープ型、4WD、MT)	5台	平成16年6月11日	午後1時50分	B以上
普通乗貨兼用自動車(1,500ccワゴン、4WD、MT)	7台	平成16年6月11日	午後2時00分	B以上

普通乗貨兼用自動車(1,500ccワゴン、2WD、AT)	2台	平成16年6月11日	午後2時10分	C以上
普通乗貨兼用自動車(1,300ccワゴン、2WD、AT)	4台	平成16年6月11日	午後2時20分	B以上
普通乗貨兼用自動車(1,300ccワゴン、2WD、MT)	2台	平成16年6月11日	午後2時30分	C以上
軽乗貨兼用自動車(660ccワゴン、4WD、MT)	1台	平成16年6月11日	午後2時40分	C以上
軽乗貨兼用自動車(660ccワゴン、2WD、MT)	2台	平成16年6月11日	午後2時50分	C以上

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月27日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

看護支援システム 三式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期限

平成16年9月30日

(4) 納入場所

入札説明書のとおりです。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けられている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部医務課県立病院室 総務グループ

電話 026 (235) 7143

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月11日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎302号会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年6月2日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

医務課県立病院室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月27日

長野県知事 田中 康夫

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

看護支援システムに用いる以下の機器

ア サーバ 2台

イ パーソナルコンピュータ 17台

ウ ページプリンタ 2台

エ 周辺機器 二式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成16年7月1日から平成17年3月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書のとおりです。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部医務課県立病院室 総務グループ

電話 026 (235) 7143

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月11日 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 議会棟403号会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年6月2日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

医務課県立病院室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年5月27日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 純

3 代表者の氏名

赤坂明美

4 主たる事務所の所在地

長野県岡谷市神明町三丁目15番3号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者に対して、生活支援に関する事業を行ない、だれもが住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年5月27日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A ファームみなみちゃん 櫻天龍社 ファーマーズマーケット
飯田市鼎東鼎281ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みなみ信州農業協同組合
飯田市北方3852-22

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

みなみ信州農業協同組合

飯田市北方3852-22

櫻天龍社

飯田市鼎東鼎281

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年4月15日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,224平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 211台

(2) 駐輪場の収容台数 13台

(3) 荷さばき施設の面積 4,728平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 27立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	みなみ信州農業協同組合	午前8時 30分	午後7時 午後6時
2	櫻天龍社		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時から午後11時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

8か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで

8 届出年月日

平成16年5月11日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

10 縦覧の期間

平成16年5月27日から平成16年9月27日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

改良普及員資格試験を次のとおり行います。

平成16年5月27日

長野県知事 田中康夫

1 試験の期日及び開始時刻

(1) 期日 平成16年9月13日（月）及び14日（火）

(2) 開始時刻 午前10時

2 試験の場所

長野市旭町1108

長野県勤労者福祉センター

3 試験の方法

試験は、筆記試験及び口述試験とし、その内容は、改良普及員資格試験条例（昭和27年長野県条例第101号。以下「条例」という。）第2条及び改良普及員資格試験条例施行規則（昭和59年長野県規則第15号。以下「規則」という。）第2条に規定によります。

4 受験資格

条例第3条及び第4条の規定によります。

5 受験の手続

(1) 提出書類

規則第4条に規定する書類

(2) 受付期間

平成16年6月21日（月）から平成16年7月9日（金）まで
(郵送による場合は、平成16年7月9日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(3) 受付場所

長野県農政部農業技術課

〒380-8570（県庁専用郵便番号）

所在地 長野市大字南長野字幅下692の2

(4) 受験手数料

受験手数料（3,000円）は、長野県収入証紙により（受験願書にはって、消印しないでください。）納付してください。

6 合格者の発表

試験実施後1月以内に合格者を発表するとともに、合格証書を交付します。

7 その他

試験についての問い合わせは、長野県農政部農業技術課に行ってください（郵便による場合は、90円切手をはったあて先を明記した返信用の封筒（長3型）を同封してください。）。

農業技術課

公告

平成16年5月21日、南安曇郡矢原堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成16年5月27日

長野県知事 田中 康夫

土地改良課

公告

平成16年5月21日、長野県小渋川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成16年5月27日

長野県知事 田中 康夫

土地改良課

公告

南安曇郡穂高町穂高土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年5月27日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

理 事

新 任

氏 名	住 所
胡桃元三	南安曇郡穂高町大字有明5087番地3
小林昭重	南安曇郡穂高町大字有明9859番地

重 任

氏 名	住 所
胡桃隆雄	南安曇郡穂高町大字有明4840番地1
石川鎮生	南安曇郡穂高町大字有明499番地
小林司	南安曇郡穂高町大字有明6753番地
小川千秋	南安曇郡穂高町大字穂高6008番地1

退 任

氏 名	住 所
赤羽加光	南安曇郡穂高町大字有明4901番地11
胡桃盛人	南安曇郡穂高町大字有明9950番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
会田義彦	南安曇郡穂高町大字有明10454番地2
澤渡刃	南安曇郡穂高町大字有明2599番地2

重 任

氏 名	住 所
三澤正和	南安曇郡穂高町大字有明903番地

退 任

氏 名	住 所
小島裕治	南安曇郡穂高町大字有明3649番地11
栗原克史	南安曇郡穂高町大字有明3907番地

土地改良課

公告

松本市鎖川右岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年5月27日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

理 事

新 任

氏 名	住 所
倉科道男	松本市大字今井1069番地
横山美義	松本市大字今井1212番地
中沢今朝良	松本市大字今井2032番地
武居金寿美	松本市大字今井1758番地2

重 任

氏 名	住 所
上條太平	松本市大字今井616番地
田中文雄	松本市大字今井2198番地
桜井正直	松本市大字今井2380番地ロ

退任

氏名	住所
田中好秋	松本市大字今井1702番地
斎藤総一郎	松本市大字今井1398番地4
桃井袈裟清	松本市大字今井2745番地
村山一朗	松本市大字今井3582番地

監事

新任

氏名	住所
倉橋光一	松本市大字今井2115番地1
武居弘	松本市大字今井3592番地
百瀬直久	松本市大字今井7927番地2

退任

氏名	住所
上條庄三郎	松本市大字今井672番地
中沢芳郎	松本市大字今井2872番地8
笹山弘	松本市大字今井958番地

土地改良課

公告

上中堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年5月27日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

理事

新任

氏名	住所
吉岡知雄	長野市篠ノ井小松原233番地1
松坂光二	長野市篠ノ井小松原174番地
大澤邦友	長野市篠ノ井岡田1702番地
小林正友	長野市篠ノ井岡田1913番地
池田邦広	長野市川中島町四ツ屋796番地
大室昂	長野市川中島町今里695番地
坂口亮	長野市川中島町今里212番地2
島田洪三	長野市川中島町今井870番地
春日寛之	長野市篠ノ井二ッ柳1927番地の1

重任

氏名	住所
高橋宏	長野市川中島町今井814番地の2
宇都宮英夫	長野市篠ノ井布施五明234番地口号
久保田繁人	長野市篠ノ井会279番地の3

退任

氏名	住所
太田良行	長野市篠ノ井小松原1216番地
滝沢利仁	長野市篠ノ井小松原570番地
岡澤宏泰	長野市篠ノ井岡田1369番地
徳永止	長野市篠ノ井岡田98番地
森昭友	長野市川中島町四ツ屋21番地
岩間浅	長野市川中島町今里1238番地
山岸忠一	長野市川中島町今里727番地
千野正雄	長野市川中島町今井446番地

高野利康

長野市川中島町原94番地
長野市篠ノ井二ッ柳1852番地
長野市篠ノ井布施高田475番地

監事

新任

氏名	住所
岡沢昌寛	長野市篠ノ井岡田1636番地1
佐伯昭太郎	長野市川中島町原109番地の1
平林巖	長野市篠ノ井布施高田210番地

退任

氏名	住所
松坂正夫	長野市篠ノ井小松原1310番地7
宮下理作	長野市川中島町今里446番地2
市川渡	長野市篠ノ井御幣川401番地

土地改良課

公告

中野市西部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年5月27日

長野県北信地方事務所長 松尾仁雄

理事

新任

氏名	住所
内藤賢一	中野市大字安源寺494番地
宮島達司	中野市大字安源寺808番地2
市村安友	中野市大字安源寺867番地2
町田幸男	中野市大字栗林327番地
勝山實雄	中野市大字草間869番地
北原昭夫	中野市大字立ヶ花73番地
近藤誠	中野市大字立ヶ花154番地
芋川太郎	中野市大字草間1662番地2
鈴木覚	中野市大字牛出564番地の1
藤澤昭雄	中野市大字七瀬235番地
浅沼泉	中野市大字大俣182番地
馬場友行	中野市大字大俣152番地
山岸平和	中野市大字厚貝208番地
小林幸孝	下水内郡豊田村大字上今井617番地
神田壽一	下水内郡豊田村大字上今井2676番地2
青木一	中野市大字三ツ和1712番地

重任

氏名	住所
小林良一	中野市大字栗林649番地
春原隆義	中野市大字草間750番地
松井義文	中野市大字七瀬161番地
高波洋	中野市大字七瀬201番地
阿藤秀雄	中野市大字大俣112番地
大塚守彦	中野市大字田麦1070番地
岩下喜男	中野市大字田麦1046番地
神田融二	下水内郡豊田村大字上今井2700番地1

退任

氏名	住所
丸山誠一	中野市大字安源寺503番地
勝山元	中野市大字安源寺808番地
有賀忠男	中野市大字栗林31番地
小林澄男	中野市大字栗林546番地イ
金井光正	中野市大字草間799番地
春原信秀	中野市大字草間759番地
北原貞次	中野市大字立ヶ花204番地
樋口吉廣	中野市大字立ヶ花330番地3
小池欽二郎	中野市大字七瀬236番地
馬場伊佐夫	中野市大字大俣130番地
神田尚志	下水内郡豊田村大字上今井2690番地
小林裕造	下水内郡豊田村大字上今井2734番地1
綿貫隆夫	中野市三好町二丁目4番21号
鈴木福男	中野市大字牛出559番地
吉家一雄	中野市大字厚貝286番地
浅沼正雄	中野市大字大俣122番地

監事

新任

氏名	住所
有賀好夫	中野市大字栗林28番地
芝内敏幸	中野市大字草間932番地
馬場伊佐夫	中野市大字大俣130番地
神田義久	下水内郡豊田村大字上今井2771番地

重任

氏名	住所
小林昌男	中野市大字七瀬103番地2

退任

氏名	住所
大塚清作	中野市大字田麦1071番地
小林善貞	下水内郡豊田村大字上今井2316番地2
北原昭夫	中野市大字立ヶ花73番地
高見澤誠	中野市大字安源寺426番地

土地改良課

公告

中野市八ヶ郷土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成16年5月27日

長野県北信地方事務所長 松尾仁雄

理事

新任

氏名	住所
井上実	中野市大字小田中646番地
樋口典由	中野市大字西条815番地2
土屋一清	中野市大字一本木425番地3
小林崇徳	中野市大字中野2002番地
山田公男	中野市中央一丁目8番5号
青木一	中野市大字三ツ和1712番地1

重任

氏名	住所
町田郁世	中野市大字吉田446番地
頓所昭司	中野市大字小田中283番地
桜井興一	中野市大字竹原343番地
牧野昌徳	中野市大字更科369番地
山口条雄	中野市大字若宮586番地イ

退任

氏名	住所
土屋栄太郎	中野市大字一本木192番地
小林幸一	中野市大字西条693番地
小林貞男	中野市大字中野2399番地
吉岡喜芳	中野市大字中野1602番地
綿貫隆夫	中野市三好町二丁目4番21号

監事

新任

氏名	住所
竹内義一	中野市大字吉田400番地
武田洋	中野市大字竹原89番地1

重任

氏名	住所
山口和平	中野市中央二丁目5番11号

退任

氏名	住所
徳武栄一	中野市大字若宮628番地2
樋口典由	中野市大字西条815番地2

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月27日

長野県公営企業管理者 古林弘充

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び予定数量
別表のとおりです。
- (2) 物品等の特質
仕様書によります。
- (3) 納入期限
契約日から平成17年3月31日までの間で別に指定する日
- (4) 納入場所
入札説明書のとおりです。
- (5) 入札方法
別表の番号ごとに入札に付し、それぞれの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」と